

宮崎県中山間地域物価高騰対策事業費補助金交付要綱

令和8年3月10日

農政水産部農政企画課

(趣旨)

第1条 県は、中山間地域の農業生産活動の維持を図るため、予算で定めるところにより、中山間地域で農業生産活動に取り組む農業者等に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 別表に定める補助要件を満たすこと。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (4) 前項の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 施設又は機械の導入である場合にあっては、当該施設又は機械の実施設計書又はカタログ、見積書
- (2) 機械の修繕である場合にあっては、見積書
- (3) 補助事業者が所属する中山間地域等直接支払制度に係る集落協定書及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定に基づく地域計画の写し
- (4) 法人にあっては、事業主体の規約又は定款
- (5) 第2条第2項第2号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3月以内のもの。写しでも可。）
- (6) 法人にあっては、第2条第2項第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
- (7) 第2条第2項第4号に係る誓約書（別記様式第4号）
- (8) その他知事が必要と認める書類

（補助条件）

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業（第3条の補助金の交付対象となる事業をいう。）の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に定める期間を経過するまで保存すること。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、事業計画書の経費の配分欄に掲げるそれぞれの経費区分の20パーセント以内の増減とする。

（計画変更の承認）

第9条 規則第10条第2項の規程により知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするとき 変更承認申請書（別記様式第5号）

- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき 補助事業遂行困難等報告書及び補助事業の遂行状況を記載した書類（別記様式第6号）

（補助金の交付方法）

第10条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

- 2 補助事業者は、この補助金を請求しようとするときは、請求書（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。ただし、特に必要があり、かつ、予算の執行上支障が無いと知事が認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(1) 事業実績書（別記様式第1号）

(2) 収支決算書（別記様式第2号）

(3) 施設又は機械の導入である場合にあつては、当該施設又は機械の出来高設計書又は契約書の写し等導入を証明する書類及び完成写真

- 2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（財産処分制限）

第12条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事の定める財産は、同省令に定める耐用年数5年以上のものとする。

（書類の提出部数及び様式）

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

この要綱は、令和8年3月10日から施行する。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率及び補助金額	補助要件
中山間地域農業を守る物価高騰対策事業	物価高騰の影響を受ける中山間地域の農業者等が、生産活動を継続に必要な機械等の導入及び修繕に要する経費	2分の1以内 ただし、下限100千円～上限2,500千円とする。	補助事業者は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定に基づく地域計画に位置付けられ、かつ、中山間地域等直接支払制度の集落協定活動に協定構成員として参加する者（個人又は法人）であること